●防災に関する講演会について

Ｑ．

俳優の堀内正美さんの講演会を開催してほしいです。昨年本を出版され、各地で講演会をされています。

堀内さんは、阪神淡路大震災の時に NPO 法人希望の灯りを立ち上げ、熊本の震災をはじめ、各地の震災にも尽力されてきました。

震災に備えてなにが大事なのか、色々な話を聞いてみたいです。

ご検討宜しくお願いします。

（令和７年５月受付）

Ａ．

講演会開催のご提案を頂きました、堀内正美氏につきましては、私もテレビドラマ等で度々、拝見しておりましたが、災害支援等の活動については、承知していなかったため、インターネット等で調べさせていただきました。

堀内氏自身も阪神淡路大震災で被災し、発災直後の人命救助やそこでの苦い経験から、NPO 法人阪神淡路大震災「１．１７希望の灯り」を設立し、震災で亡くなられた方々の追悼、震災の記憶を後世に繋げる活動を精力的に行うとともに、熊本地震をはじめ全国各地での災害現場において支援活動に尽力されてきたとのことであり、これらの活動に対し敬意を表するところであります。

また、堀内氏はご近所同士の協力、助け合い、いわゆる「共助」の大切さを強く訴えていると認識しましたが、当市におきましても、阪神淡路大震災を契機に災害発生直後における地域住民による自発的な防災活動を実施する体制を構築するため、各自治会の自主防災組織で構成する「新発田市防災協会」（事務局：新発田市地域安全課）を立ち上げ、自主防災組織の活動促進や各種訓練、研修会、講演会等の開催を年間を通じて行っております。

ご提案いただきました、堀内氏の講演会開催につきましては、市民の皆様にとって大変有益なものと拝察することから、 担当課にて今後の事業や企画を検討する上で、参考とするよう指示したところであります。

（令和７年６月２日回答）

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。

●火入れに関する条例について

Ｑ．

新発田市火入れに関する条例（昭和 60 年 7 月 3 日条例第 25 号）では次のように定められています。

（火入れの中止）

第 14 条　火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2　火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに火入れを中止し、消火しなければならない。

条例の文中にある異常乾燥注意報は、１９８８年（昭和６３年）４月１日から乾燥注意報に変わっています。確認してください。条例は昭和６３年に改正されずに現在まで続いています。誰も疑問に思わず、どこからも指摘等されずにいるのだと思います。強風注意報、乾燥注意報は気象庁（新潟地方気象台）が発表します。発令はしません。火災警報は市長が発令します。条例の表記はこのままで良いのでしょうか。

（令和 7 年 5 月受付）

Ａ．

昨今のニュース等でもありますように、最近では山火事が海外・国内おいて甚大な被害をもたらしております。このことからも、「火入れ」には細心の注意が必要であると考えております。

お問い合わせいただいた新発田市火入れに関する条例に対する御指摘につきまして、担当部署に確認したところ、これまで適時の改正を怠っていたことが判明いたしましたので、速やかに改正をするよう指示いたしました。今後は、国・県等の情報を的確に把握し、適切に対応しながら、新発田市における火入れの管理をしっかりと行ってまいります。

（令和 7 年 6 月 9 日回答）

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。